



物価高騰支援給付金のご案内

- 物価高騰支援給付金は、令和5年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 支給対象世帯のうち、町において支給対象者に『支給のお知らせ』または『確認書』を送付します。

	非課税世帯	均等割のみ課税世帯
支給対象	基準日（令和5年12月1日）時点で亘理町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が、次のいずれかに該当する世帯	
	『非課税』の世帯	『均等割のみ課税』の世帯または『均等割のみ課税の方と非課税の方』で構成される世帯
支給額	1世帯あたり7万円 すでに支給済み	1世帯あたり10万円
	【子ども加算】基準日において同一世帯となっている 18歳以下の児童1人あたり5万円	
手続き	1 『支給のお知らせ』が届いた世帯（ 申請等の手続きは不要 ） ・振込口座に変更等がない場合、申請手続きは不要です。 変更等がある場合には問い合わせ先にご連絡ください。 送付予定日 3月上旬 2 『確認書』が届いた世帯（ 返送等の手続きが必要 ） ・記載内容を確認の上、必要事項を記入し同封の封筒で返送が必要です。 送付予定日 3月下旬以降 3 対象の世帯と思われる世帯で4月中旬までに通知が届かない世帯 ・下記問い合わせ先にご連絡ください。	

お問い合わせ

亘理町 福祉課 社会福祉班

TEL : 0223-34-1114 FAX:0223-34-1361

受付時間 平日8:30~17:00